一　地域再生計画の作成主体の名称　横手市
二　地域再生計画の名称　農商工観連携による産業活性化・雇用創出プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　横手市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　男鹿市
二　地域再生計画の名称　なまはげの里「男鹿半島」地域再生プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　男鹿市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村
二　地域再生計画の名称　最上のポテンシャルを活用した雇用創出チャレンジプラン
三　地域再生計画の区域の範囲　新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県西村山郡朝日町
二　地域再生計画の名称　グリーンパートナーシップ活動「山・街と和（わ）X（エックス）」温かくゆっくりとした暮らしと地域の魅力的発展
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県西村山郡朝日町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　川崎市
二　地域再生計画の名称　『「かわさき基準」（通称KIS：Kawasaki Innovation Standard）の理念を活かす産業人材育成』推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　川崎市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　大野市
二　地域再生計画の名称　越前おおの元気創造人材育成・雇用創出による地域再生　―越前おおのブランド、地域資源、交流人口の拡大、高齢者等の生活サポートを活かした雇用創出―
三　地域再生計画の区域の範囲　大野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　浜田市
二　地域再生計画の名称　浜田再生を担うひと創り　食を柱とした雇用創造～浜田の五地想ものがたり～
三　地域再生計画の区域の範囲　浜田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡海士町
二　地域再生計画の名称　海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島まるごと届けます」～
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県隠岐郡海士町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造実現事業（三の六）及び地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡隠岐の島町
二　地域再生計画の名称　「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」　―観光を機軸に交流・産業を創出するまちづくり―
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県隠岐郡隠岐の島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　三好市
二　地域再生計画の名称　地域活性化のための担い手の発掘・育成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三好市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）